

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

株式会社 SBI 証券（証券コード：-）

【据置】

長期発行体格付	A-
格付の見通し	安定的
MTNプログラム格付	
（優先債）	A-
（劣後債）	BBB+

■格付事由

- (1) SBI ホールディングス（SBIHD）傘下のネット証券会社。当社の格付には、SBI グループにおける中核的な役割を踏まえたグループ信用力および、①ネット証券業界における堅固な事業基盤、②比較的分散した事業構成を背景とした利益の下方抵抗力の強さ、③資本対比で抑制されたリスク量を反映している。
- (2) 取引手数料の安さや、住信 SBI ネット銀行との連携のほか、SBI マネープラザや IFA による対面営業に加え、暗号資産交換業者などの多様な顧客接点を強みとする。口座数、預かり資産残高および個人株式委託売買代金シェアはネット証券業界 1 位であるなど堅固な事業基盤を有し、口座数や預り資産残高は比較的早いペースで増加している。SBI グループの垣根を超えたアライアンスによる顧客基盤の拡大にも積極的であり、資本業務提携を結んだ SMBC グループとは、三井住友カードのクレジットカードでの投信積立サービスが順調な滑り出しとなっている。法人関連ビジネスでは新規公開・引受業務において一定のプレゼンスを有するほか、SBI マネープラザと地域金融機関との共同店舗の運営などで成果を挙げている。
- (3) 21/3 期の連結経常利益は 618 億円と前期比 45%の大幅な増益となった。市況の追い風もあり国内外の株式委託手数料が大幅な増収となったほか、外貨建債券や暗号資産取引に係るトレーディング損益が好調であった。22/3 期第 1 四半期も損益は堅調に推移している。費用面では、システム関係費用や人件費を中心に固定費が増加基調にあるものの、損益分岐点は比較的 low 水準に抑制されている。純営業収益の構成をみると、近年、委託手数料や金融収支の収益依存度が低下する一方、FX、外貨建債券や暗号資産取引にかかる収益のウェイトが高まる傾向にある。ネット証券会社の中でも収益源の分散化が進んでおり、収益力は比較的良好である。もっとも、当社はネット取引での売買手数料を中心に手数料の無料化を進めており、今後純営業収益の下押し圧力となることを見込まれる。JCR は、固定費を中心としたコスト削減や、収益源の一層の分散化に向けた取り組みに注目していく。
- (4) 21 年 6 月末の連結純資産額は 2,425 億円、連結自己資本規制比率は 364.7%と問題のない水準にあるが、信用取引資産の増加から取引先リスク相当額が増加傾向にある。21 年 3 月末は配当の実施もあり連結自己資本規制比率は 289.7%まで下落したが、劣後借入の実施などから回復した。近年では法人関連ビジネスに注力しているが、まだ規模は大きくないほか、トレーディングにおいては顧客のオーダーフローに由来するビジネスを基本とし、自己勘定投資でのリスクテイクは徐々に増加しているものの限定的な規模に留めている。当社グループで運営している FX や暗号資産取引にかかるリスクはカバー取引で抑制している。資金調達面では、銀行借入のほか社債など直接調達手段を確保しているうえ、調達に活用できる資産も十分に保有しており、流動性にかかる懸念も小さい。なお、SBI グループにおいては、アセットマネジメントビジネスを中心に、投資とそれに伴う調達が拡大している。当社の経営方針や損益、財務は SBI グループの経営戦略に強く影響を受けることには留意が必要である。
- (5) SBIHD および同社の完全子会社である SBI 地銀ホールディングスは、新生銀行の普通株式を公開買付により取得し、同行を SBIHD の連結子会社とすることを企図している。SBI グループにとって、新生銀行を連

結子会社化できれば、SBI グループの営業基盤の拡大や収益機会の多角化に結び付き、グループの事業拡大に寄与するとみられる。連結子会社化が成就した場合においても、新生銀行のガバナンスやビジネスなどに与える影響を見極めたうえで、グループ信用力に反映する必要があると JCR は考えている。

(担当) 阪口 健吾・清水 達也

■格付対象

発行体：株式会社 SBI 証券

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	A-	安定的

プログラム名	Euro Medium Term Note Programme
発行限度額	1,500 億円相当額
格 付	(優先債) A- (劣後債) BBB+

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2021年10月20日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：松村 省三
主任格付アナリスト：阪口 健吾
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「証券」(2014年5月8日)、「金融グループの持株会社および傘下会社の格付方法」(2019年3月29日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 株式会社 SBI 証券
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

MTN プログラム格付：プログラム格付はプログラムに対する信用格付です。個別のノートの信用力はプログラム格付と同等と判断されるケースもありますが、クレジット・リンク・ノートやエクステンジャブル・ノートなど、元利支払いが第三者の信用状況に依存するノートなどではプログラム格付と異なると判断されることもあります。JCR では、発行体から依頼がある場合などを除き、通常、プログラムに基づき発行される個別のノートに対する信用格付は行っておりません。

■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル